

## トラストサービスのユースケース及び制約となる制度について

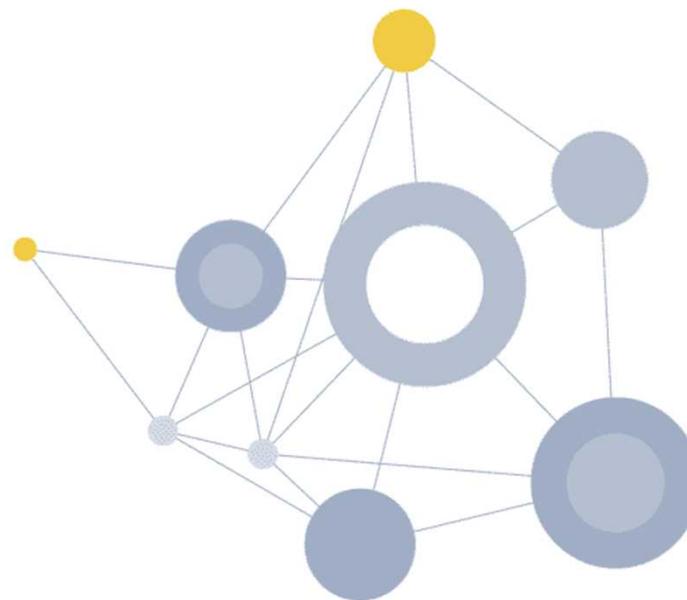
第5回トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ

2022年2月8日（火）

Global Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF)

Managing Director, 日本代表

中武 浩史



## Agenda

1. トラストサービスのユースケース、他の政策との関係上想定されるニーズ
2. ユースケース実現に対する商慣習等の制約、課題
3. ユースケース実現の制約となる法令・制度関係
4. 制度・手続改革のポイント：「原本性」「真正性」
5. 「原本性」「真正性」の担保で電子化が促進されるエリア
6. 制度化による効果のまとめ

# 1. トラストサービスのユースケース、他の政策との関係上想定されるニーズ



- 総務省において、トラストサービスのユースケースと制約事項につき提案募集を実施（令和2年）
- 広範なユースケースが提案された他、慣習・制度含めた制約事項について整理された
- トラストサービスは、将来的なものも含め、他の政策との関係上も必要となる備え

## トラストサービスのユースケース

○ 見積もりから請求・支払プロセスまでの**経理関係業務**や**契約関係の書類**（契約書、保険申込書、電子製造指示書、電子設計変更指示書等）等**企業内外のデータのやり取り**に関する業務において、**データの信頼性確保や業務効率化**の観点から、**eシールの使用ニーズが大きい**。

○ 企業が消費者や投資家等外部の関係者に向けて**組織が公開する情報**（アニュアルレポート、決算短信、ニュースリリース等）や**組織が発出する証明書**（保険会社、士業団体、教育機関、企業等が自社顧客・関係者に対し契約内容、資格、学歴・受講歴、所属状況等を証明するために発行する書面（**保険証券、資格証明書、卒業証明書、修了証書、在職証明書等**））に発行元の証明とデータの改ざん防止のため、**eシールを付与すべき**とのニーズが大きい。

○ **監査手続**における納品書・受領書・請求書等の外部証跡の入手・確認や**行政と民間との証明書・報告書等のやり取り**に関し、現在政府を挙げて取り組んでいる書面規制、押印、対面規制の見直しの流れを踏まえつつ、**ユースケースについて更なる深掘り**の余地があるのではないか。

## 他の政策との関係上想定されるニーズ

- 行政サービスデジタル化
  - ✓ エストニアの例でもわかるとおり、各種行政・病院・民間サービス業者等複数の組織との連携が必要になり、サービスの信頼性担保の為に、申請組織とのデータ授受の仕組みがないと安心して利用できない（個人に紐づく電子署名ではない）
- 決済サービス事業者等、各種認定事業者の市場への参入
  - ✓ 欧州の例でもある通り、市場の開放を行い、マーケットの活性化を促進する一方で、安心した事業者とのデータ流通の仕組みを備えることは前提として必須
- 国際的取引での活用
  - ✓ 貿易取引等国を跨ぐ民間取引における信頼性の担保（欧州、米国、中国等）

出典：総務省 令和2年7月3日 サイバーセキュリティ統括官室 トラストサービスのユースケースに関する提案募集の結果

## 2. ユースケース実現に対する商慣習等の制約、課題

- 慣習・制度含めた制約事項あり。特に制度上紙や書面交付を求めるものは依然存在
- 紙の制度廃止と同時に電子化の標準形もある程度示すことは必須

### ユースケース実現の制約となる規制・制度・手続・慣習等

○既存のトラストサービスの制度については、電子署名の使い勝手の改善に関する意見や、タイムスタンプの国際的な通用性に関する意見があげられた。

○eシールについては、制度整備が必要といった意見や電子証明書に記載する標準的事項を定める必要があるといった意見、eシールの発行申請時の組織の実在性確認の仕組みが必要といった意見があげられた。

○行政手続や自治体との契約が、印鑑や紙ベースでのやりとりとなっていることから、電子化していくための制度整備を求める意見があげられた。

○企業間のやりとり及び企業内のプロセス（社内規定等）において、押印や書面交付を求めているという民間の商慣習があげられた。

○トラストサービスの利便性を高めるために、企業間におけるデータ連携のためのデータ様式の標準化が必要、トラストサービスを自動付与・検証するシステム（会計ソフト等）側の工夫が必要という意見があげられた。

### 商慣習等を電子化していく上での課題

- 現状でも電子証明書は公共・民間問わず文書や手続きによって利用されているが、対象文書や手続きによって利用できる電子証明書が統一されておらず明らかに非効率
- 過去文書含めた継続性の観点からは民間を超えた標準化は必須。また、電子署名業者も様々であり、電子署名法に基づく認定制度がさらに有効に働く工夫も必要。
- 効率的かつ安全・安心にデータ流通が行える基盤作りが当WGの趣旨。利用されていないから制度が不要なのではなく、制度が整備されていないから利用されていない面あり

### 3. ユースケース実現の制約となる法令・制度関係

- 紙媒体での作成・提出が義務、申請書への押印を求めるような法的制度等が存在
- 電子化を担保する制度、国際的やりとりでデータの真正性を担保する制度も必要

#### 分類④ 法令、制度関係

##### 【既存の法制度に対する意見・要望】

- **民事訴訟法**上訴状や準備書面は紙媒体での作成が義務
- **民法**の債権譲渡の対抗要件である『**確定日付のある証書**』に**タイムスタンプ**が含まれないことが課題
- **地方自治体と民間の電子契約**においては、実態的に**民間の電子契約サービス**が使えなくなっている（地方自治法施行規則、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則）
- **公的機関の入札・契約に係る多数の手続き書類**について**印刷・製本・押印**が求められる
- **犯罪収益移転防止法**の規程により、**法人の印鑑証明や登記事項証明**を提出が必要
- **会社登記**の全登記類型について、取締役会議事録が取締役全員の実印押印でなく認められるよう電子署名に使用する電子証明書の要件が限定されないようにするなどの改正が必要（**商業登記法、商業登記規則**）
- 法令上書面作成が要求されている契約がある（**定期建物賃貸借契約（借地借家法第38条）**等）

##### 【新たな法制度等に向けた意見・要望】

- **公的証明書等**に関して**電子的に発行する制度**が存在しない
- **電子文書保管**に関する、**一定の効果を担保するような指針**がない
- **有価証券性のある貿易書類（船荷証券等）**の電子化を担保する**制度**がない
- 国際的なやりとりにおいては、関係国の間で共通の法的スキームが求められ、**電子化された貿易書類に対して法人が電子署名**を行い、当該**電子データの真正性を担保する制度**が必要

##### 【官民間のやりとりに関する意見】

- 厳格な根拠法令はないが、**法人が自治体に対して各種証明書等の発行を申請**する際には、**申請書へ押印**が求められている
- **就労証明書や休業証明書の発行**が必要な制度において**紙媒体の提出**が求められる

出典：総務省 令和2年7月3日 サイバーセキュリティ統括官室 トラストサービスのユースケースに関する提案募集の結果

## 4. 制度・手続改革のポイント：「原本性」「真正性」

- ・ 申請手順の中で契約書等の原本ないしその写の提出を求めている手続きが存在
- ・ 有価証券のように唯一無二である必要はないが、「原本（ないし原契約）と同一である確認」が要件
- ・ eシール活用で「原本性」と「真正性」の担保がなされ、真のデジタル化が促進される

（例）役務取引許可申請（外為令別表）、輸出許可申請（輸出令別表第一）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/sinsa-unyo/sinnseisyo-tenpsyorui-itiran/tenp24fy/tenpD6.html>

「契約書等及びその写し 輸出者から最終需要者までの一連の契約書等及びその写しを提出すること。（注3）原本を提出する場合は当該原本の写しを併せて提出するものとし、原本を提出せずに写しを提出する場合は原本証明書（別記1（ナ））を併せて提出するものとする。なお、原本については、内容確認の後、申請者に返却する。」

- ・ 原本契約書を一旦提出、もしくは写の場合は「原本証明書」を提出する必要
- ・ 海外との契約自体も電子化が進む中で、原本性と契約の真正性を確認する為に「紙」の提出が必要
- ・ eシールを付与した契約を電子的に提出することで、紙はなくなり、真正性も担保される

同様に例えば「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（総行行第169号総行経第35号 令和2年7月7日）においても、見積書等、後日紙の原本を求めているものが複数存在。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000749491.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000749491.pdf)

## 5. 「原本性」「真正性」の担保で電子化が促進されるエリア

- その他eシールにより電子化が促進され、紙の流通がなくせるエリアは多数存在
  - ① 「原本性」「真正性」担保の観点で、証明書類発行の際等に原本提出を求めているケース
  - ② そもそも大元の書類が紙である故に、紙で原本提出が必要なケース
  - ③ 組織として正式に発行し、契約等内容の真正性担保が必要なもの

### ①の具体例

商工会議所が発行するインボイス証明発行に必要なインボイス  
検査会社等が発行した書類を除き、書類上に「COPY」表記のあるものは認証不可  
オリジナル（原本）のみが認証対象  
→電子化された場合、原本は紙でなくなり真正性を電子的に担保するものが必要になる

### ②の具体例

通関電子化の中での税金関連書類（原本提出等要否判断のためのNACCSコード一覧）

### ③の具体例

保険契約、卒業証明書、資格証明書、在籍証明書等

## 6. 制度化による効果のまとめ

- 輸出入取引全般を見て、例に上げた輸出サイドのみならず、輸入で必要な契約書、輸入者の誓約書、輸入時のインボイス、授權証明書等eシールで真正性を担保することで全体の電子化が促進されるものが多数存在。
- 同様の動きにより、貿易取引の中で残存していた「紙」による非効率部分が解消し、広く産業全体に対して効率化される効果は大きい
- また、貿易取引の電子化が進展することで、マニュアルでの検証作業がシステム化され、近時アンチマネーロンダリング対策上課題とされ注目されている「トレードベースマネーロンダリング（Trade Based Money Laundering, TBML）を系統的に検知する基盤が整備され、日本としてのAML対策上も有意義
- 貿易取引のみならず、原本提出を求められる分野はeシールで電子化が促進され、単独では効果が見えづらい各種提案されたトラストサービスのユースケースも、本件制度化の結果として効果を楽しみ、デジタル化社会推進の礎となる